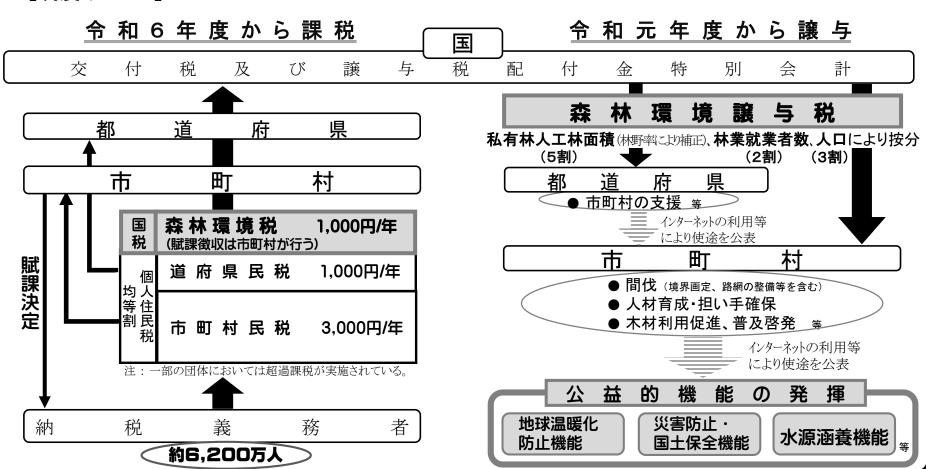
森林環境税及び森林環境譲与税の制度設計

- パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、 森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税を創設する。
- 税収は、平年度で約600億円。課税までの間は、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用。

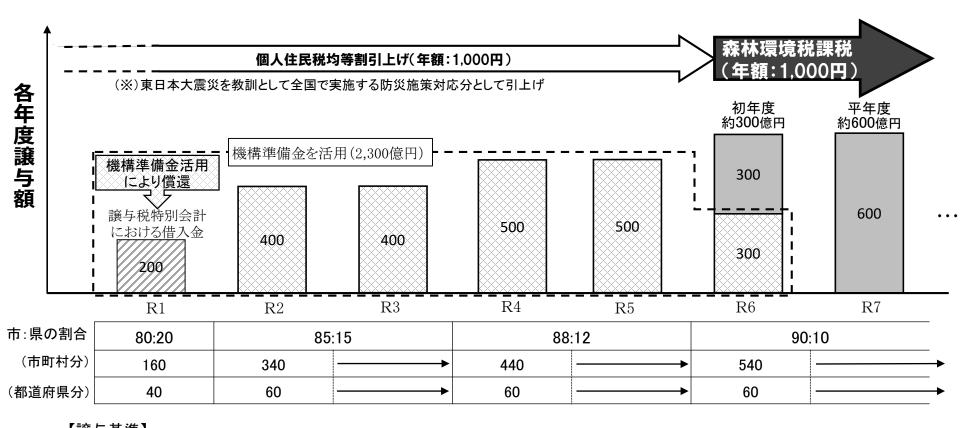
【制度イメージ】



森林環境譲与税の譲与額と市町村及び都道府県に対する譲与割合及び譲与基準

- 市町村の体制整備の進捗に伴い、徐々に増加するように譲与額を設定。
- 令和6年度までの間は、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用。
- 森林整備を実施する市町村の支援等を行う役割に鑑み、都道府県に対して総額の1割を譲与。

(制度創設当初は、市町村の支援等を行う都道府県の役割が大きいと想定されることから、譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行。)



【譲与基準】

市町村分

都道府県分

50%: 私有林人工林面積

20%: 林業就業者数

30% : 人口

市町村と同じ基準

林野率	補正の方法
85%以上の市町村	1. 5倍に割増し
75%以上85%未満の市町村	1.3倍に割増し

(※以下のとおり林野率による補正)